

◇番号：201905

◇研究機関名	北海道大学	◇不正の種別	架空請求（カラ給与）
◇不正が行われた年度	平成 28 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 8 月 29 日
◇不正に支出された研究費の額	291,666 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要
<p>【発覚の時期及び契機】</p> <p>平成 30 年 9 月 3 日、教育学研究院の元教員が不正使用（カラ給与）を行っていた疑いがあるとの申立てがあった。</p> <p>【調査に至った経緯等】</p> <p>最高管理責任者が当該申立てについて検討し、研究費の不正使用が行われた可能性が高いと判断、調査の実施を決定した。</p>
◇調査
<p>【調査体制】</p> <p>不正使用調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置し調査を実施した。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査期間 平成 30 年 10 月 9 日～令和元年 8 月 29 日・ 調査対象 関係書類が保管されている期間（平成 23 年度～30 年度）に元教員が執行した全ての研究費・ 調査方法 人件費…関係書類の確認、元教員及び関係者に対する面談、書面による確認 旅 費…関係書類の確認、出張の用務先等に対する電話及び書面による確認 物件費…関係書類の確認、取引業者に対する書面による確認、物品の管理状況の確認
◇調査結果
<p>【不正の種別】</p> <p>架空請求（カラ給与）</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 動機、背景 本事案に係る動機及び背景については、把握することができなかった。元教員は、調査の過程におい

て、当初、短期支援員給与に相当する労働の実態があったと主張する一方、元教員が学生から短期支援員給与を回収した事実を認め、その用途についても一定の説明を行っていた。しかし、後に、元教員は証言を翻し、短期支援員給与の回収について否定、当該給与は労働を行った学生の手元にあるとし、その用途は学生にしか分からないとして、最終的に客観的な証拠に基づく説明を行わなかった。

・手法

元教員は、学生3名に対し「実際に業務を行う他の学生に給与を支給するため名義を貸してほしい」「他の学生の旅費を捻出するため」と説明若しくは特段の説明をせず、当該学生を短期支援員（季節的な業務又は臨時的に発生する業務に従事する者について、2か月の雇用期間の範囲内において、労働契約を締結する制度）として雇用する手続きを行い、当該学生が実際は業務を行っていないにもかかわらず、虚偽の出勤簿に押印させ、事務部に提出することによって、北海道大学から給与を支給させた。また、元教員は当該学生のうち2名に支給された給与を回収した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	285,653円	平成28年度	1人
自己資金（一般運営財源）	6,013円	平成28年度	1人
計	291,666円		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

元教員からカラ給与の用途にかかる説明がなく、カラ給与として支出された研究費が北海道大学の公務に使用されたことが客観的な資料に基づき証明されなかったことから、私的流用があったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

元教員及び短期支援員として雇用された学生に対する面談調査及び書面調査を行った結果、学生3名はいずれも労働の実態がなかったと証言し、元教員も、うち1名については労働の実態がなかったことを認めており、さらに、元教員が労働の成果物として提出した資料について、短期支援員に係る契約期間以前に作成した資料が含まれていることが判明しており、短期支援員に係る雇用契約に基づき作成された資料ではないことが確認できたことから、雇用契約に基づく労働の実態が存在していないにもかかわらず、短期支援員給与を支給させたと認められるため、不正使用（カラ給与）に当たると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

・短期支援員の雇用から給与支給までの事務手続きにおいて、事務部による短期支援員の勤務状況の実態確認にかかるルールが定められておらず、短期支援員の雇用を申請した教員に対する牽制が行われない状況であった。

- ・短期支援員に対し事務部から直接、労働条件等の説明を行うルールが形骸化し、大多数の部局等において教員任せとなっており、短期支援員の雇用手続において、事務部が短期支援員本人と接触する機会が確保されていなかった。
- ・学生の教育のためならば何をやっても許されるとの認識を有していたと考えられ、元教員の研究費の不正使用に対する認識が不足していた。

【再発防止策】

- ・短期支援員の発令を行う各部局等の事務部において、短期支援員の勤務状況について抽出して現場確認等を行うこととする。そして、その旨を周知することで、教員に対する牽制が働く体制を整備する。
- ・短期支援員に対し事務部から直接、労働条件等を説明するルールを改めて周知徹底し確実に実施することで、事務部が短期支援員本人と接触する機会を確保する。また、当該ルールが全学的に適切に遵守されているか継続的に確認を行うことによって、当該ルールの適切な運用を維持していく。
- ・統括管理責任者から、各部局等のコンプライアンス推進責任者に対し、本事案の周知及び各部局における研究費の適正な管理及び運営の徹底を指示する。
- ・学内ルールの改正に伴い、「研究活動に関するハンドブック」を改訂し、ホームページに掲載するとともに、改訂について周知を行う。
- ・学生にかかる不正使用防止の意識啓発を行うため、以下の取り組みを行う。
 - ①学生に対するコンプライアンス教育用の資料を作成し、当該資料を各部局等のコンプライアンス推進責任者に示した上で、学部及び大学院の入学時ガイダンスにおいて当該資料の配布及び説明を行う等、学生に対するコンプライアンス教育を実施するよう依頼する。
 - ②カラ給与防止にかかるポスターを作成し、各部局等の学生掲示板に掲示、注意喚起を行う。
 - ③②及び③の資料について、学生が日常的に接する学生向けポータルサイトの掲示板に掲載し、注意喚起を行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分

不正使用の調査を開始した時点で、元教員は退職していたことから、国立大学法人北海道大学職員就業規則が適用されず、処分不能とした。
- ・本件の公表状況

令和元年10月1日、北海道大学ホームページに公表（氏名公表あり）